

県有林之記 注釈、現代語訳：長野県 長野地域振興局 林務課

（白文）

縣有林之記

信之為州 位于我邦最高地 山林原野占十之九 其面積百五十餘萬町步 長野県管之 往時森林繁茂 老松橫空古杉參天 檜柏樅檜之屬 又鬱々蒼々 冒嶺盈澤 天地之氣合同融和 雨暘咸若 風霆其時 故水利暢達。災害不臻矣 維新以降 百般之事業勃興 木材之需用日加 多 供給之急斧斤不遑以其時竟陷濫伐之弊其鬱々蒼々者 赤裸露山骨不獨不存舊時之觀陰陽不和 寒暑失時 霜害水難荐臻。是以縣屢發令 獎勵植林之事 而未至見其効也 縣知事關清英 深慨之 縣自當經營之任 欲一以廣示模範於全縣 而計植林之普及發達 一以造設縣有財產 而固自治之基礎 使吏員計畫之 因名曰縣有林焉 其方法在請御料及國有之林野 在各郡者約七千五百町步 以為縣有 三十一年間卒 植樹之業以二百十二年大成之 而其間得二十八億圓之收益 大成以後年々得三十五萬圓也 明治三十六年案成 咨詢之於縣參事會 遂提議於縣會 議皆克諧 乃稟請農商務省 省議亦嘉納之 特許其請 於是新起苗圃 相山野植林之事 漸就其緒 實明治三十七年日露開戰之第一年也 詩曰靡不有初 鮮克有終 況如斯業 其企圖最遠大不可不期功於二百年遠者乎 故公人克繼承之拮据經營 不敢怠則 信州之山鬱々蒼々恢復舊時之觀 長野縣治亦藉以廣拓富源 而自治之基礎更加一層之鞏固可期而待焉 若夫附之忽諸乎 山林之荒廢 日甚日一日縣民又將至無聊其生也 關知事有憂於此 與縣會議員謀 立碑于議事院前 記其事由 以遺于後人 其能全斯業 而舉實益与否者 其實實在後人 而蒙其惠澤者 亦在後人也 為後人者 豈可不睚而勉哉 余參畫廳議 詳其顛末 於是乎記其梗概云

明治三十八年三月

長野県知事從四位勲三等 關 清英 篆額 題字

長野県書記官從五位勲五等 横田太一郎 撰 詩文

裏面に県會議員42名と関知事以下県幹部5名の氏名が記されていますが省略します。



「県有林の記」の題字

読み下し文)

一県有林の記

信の州なる、我が邦の最高地に位し、山林原野十の九を占む。その面積百五十万余町歩、長野県これを管^{つかさど}る。往時は森林^二繁茂し、老松空に横たわり、古杉天に^三参^たつ。檜^{ひのき}柏^{かしわ}椴^{もみなら}の属^{たぐい}また^四鬱々蒼々嶺を冒^{おお}い、沢に盈^みちる。天地の氣、五合同六融和し、七雨暘^{うりやう}みなしたが、八風^{かせい}雷霆^{いかずち}それ時にあり、故に水利九暢達^{ちやうたつ}し、災害いたらず。維新以降、百般の事業^一勃興^{ぼつこう}し、木材の需要は日に多きを加え供給の急なる^二斧斤^{ふきん}その時を以てするにいとまあらず、ついに^三濫伐^{らんぱつ}の弊に陥^{おちい}り、その鬱々蒼々たるもの、^三赤裸^{せきら}四山骨^{さんこつ}を露^{あら}わにし、ひとり旧時の觀を存せざるのみならず、^五陰陽和せず、寒暑時を失^{あや}まり、霜害水難^一しきりにいたる。是をもつて^二屢令^{しばしば}を發し、植樹の事を^三奨励^{しやうれい}す。而して

一 県有林：県が所有する森林。

二 繁茂：草や木が茂ること。

三 参つ：行く、至る

四 鬱々蒼々：鬱々とは、樹木がこんもり茂るさま。蒼々とは、たくさん木が茂って、薄暗くひんやりすること。

五 合同：合う。二つ以上のものが一緒になる。

六 融和：とけあって一つになる。うちとけ和らぐ。

七 雨暘：雨と晴れ

八 風霆：風と雷

九 暢達：のびのびとしていること。

〇 勃興：急に勢いを得て、盛んになること。

一 斧斤：おの。まさかり。

二 濫伐：むやみに木を切る。乱伐。

三 赤裸：包み隠さない様子。

四 山骨：山の土砂が崩れて、露出した岩石。

五 陰陽：陰と陽。天と地の間の万物を作り出す二氣。天地、日月、男女のように相對する二つの氣。

いまだその効を見るに至らざるなり。県知事 四 関清英、深くこれを五慨き、県自ら経営の任に当たり、一つは以て広く六模範を全県に示し、植樹の普及発達を図り、一つは以て県有財産を七造設し八自治の基礎を固めんと欲し、九吏員をしてこれを計画せしめ、因つて名づけて県有林という。その方法は御料及び国有の林野、各郡にあるもの約七千五百町歩を請い、以て県有となし、三十一年間に植樹の業を卒え、二百二十二年を以てこれを〇大成し、二而してその間、二十八億円の収益を得、大成以後年々三十五万円を得んとす。明治三十六年案成り、これを県参事に三諮詢し、遂に県会に提議す。議みな克く三諧う。乃ち農商務省に四稟請し、五省議またこれを六嘉納し、特にその請うを許す。これにおいて新たに七苗圃を起し、山野を相ひ植林の事 一漸くその二緒につく。実に明治三十七年三日露開戦の第一年なり。四詩に

- 一 しきりに：同じ状態がなかなか止まず、繰り返されること。
- 二 屢：何度も繰り返される。たびたび。
- 三 よい事だとして、それを行うように勧めること。
- 四 関清英：(1851～1927) 当時の長野県知事 官選第8代。在任1902～1905年。
- 五 慨く：憂え悲しむ。憂えて憤慨する。
- 六 模範：見習うべきりっぱなやり方。手本。
- 七 造設：施設などをつくりもつてやること。
- 八 自治：団体などが自分たちの事を自己の責任においてきちんと処理すること。
- 九 吏員：公共団体の職員。公務員。
- 〇 大成：長い間かかって一つの仕事を仕上げる事。
- 一一 而して：前文で述べた事柄に並べて、あるいは付け加えて、別の事柄を述べるときに用いる。
- 一二 諮詢：決定権をもつ者が有識者などにはかって意見をきくこと。
- 一三 諧う：ととのう。調和する。
- 一四 稟請：上役に申し出て請求すること。
- 一五 省議：その省内の統一意見を決定するための幹部間の会議。
- 一六 嘉納：臣下の申請、献上品などを快くお受けになること。
- 一七 苗圃：苗木や苗草を育てるために特に設けた土地。

曰く、初めあらざることを靡く、終わり克く有ること鮮しと。五況や六斯業のごとき、その七企図最も遠大にして功を二百年の遠きに期せざるべかざる者をや。八故に九後人克くこれを継承し、〇拮据経営し、敢えて忘らずんば、則ち信州の山は鬱々蒼々として旧時の觀を二恢復し、三長野県治また以て広く三富源を拓くに二四藉し、自ら治むる基礎さらはその二五鞏固を加えんこと期して待つべし。若し夫れこれを二六忽諸に附せんか、山林の荒廢日一日に甚だしく、県民また將にその生を七聊るところ無きに至らんとするなり。関知事ここに八憂いあり、与て県

- 一 漸く…待ち望んでいたこと 事態)が遅れはしたが、実現することを表す。
- 二 緒…仕事の始まり。
- 三 日露開戦…ここでは、日露戦争 (1904~1905)の始まりをさす。
- 四 詩…詩経。詩経は、中国最古の詩篇で、西周時代に孔子が編集したとされる。
- 五 況やくをや…ましてはなのおさらのことである。
- 六 斯業…この事業 (仕事)。
- 七 企図…計画 ずること)。
- 八 故に…こういう理由で。こういうわけだから。
- 九 後人…何かをした人から見て、のちの 時代の)人。
- 〇 拮据…苦しいところをがまんして、よくつとめること。
- 一 恢復…元の良かった状態をとり返すこと。回復。
- 二 長野県治…長野県の行政。長野県政。
- 三 富源…富を生じる元。
- 四 藉する…よる。たよる。
- 五 鞏固…強くてしっかりしていて、容易に動かされない様子。強固。
- 六 忽諸に附 (付)す…おろそかにする。
- 七 聊る…たのむ。よる。
- 八 憂い… 予想される悪い状態に対する)心配。

会議員と「謀り、議事院の前に碑を建てその二事由をしるし、以て後人に遺し、その能く斯業を全うして三実益を挙くると否とは、その責実に後人にあり。而してその恵沢をこうむる者、また後人に在るなり。後人たる者は豈に睨めて勉めざるべけんや。余、庁議に四参画し、その五顛末を六詳らかにす。これにおいてその七梗概を記すという。



長野県庁 議員会館前に建てられた「県有林の記」の石碑



「県有林の記」の石碑にある「自治之基礎」の文字

- 一 謀る…人に相談する。
- 二 事由…物事の事情と理由。
- 三 実益…実際の利益。
- 四 参画…事業などの計画の相談に加わること。
- 五 顛末…事の始めから終りまでの詳しい事情。
- 六 詳らかにす…調べて事情をはつきりさせる。ここでは、当時の県議会等において県有林の設定について提案説明等をしたことを指すと考えられる。資料 明治三十六年十二月 県有林経営につき通常県会知事表明」参照。）
- 七 梗概… 話などの）大体の筋の運び。あらずじ。

現代語訳

県有林の記

信州は我が国の最高地に位置し、山林原野が9割を占めている。その面積は、150万ヘクタール余りで、長野県がこの信州を管轄している。

むかしは森林が繁茂し、年老いた松は空に横たわり、古から長い時を経た杉は天に向かって立っていた。またヒノキ、カシワ、モミ、ナラなどの種類の木々も鬱蒼と山の峰々を覆い、沢にも満ちあふれていた。天と地は合わさり融和して、雨の降り方、日の照り方も天地にしたがってほどよいものであった。風や雷の日も時にはあり、水利はのびのびと行き届き、災害に至ることはなかった。

明治維新以降、様々な事業が興り、木材の需要は日ごとに増え、供給のための急な伐採が続ぎ、ついには乱伐の害に陥った。その鬱蒼としていた山々は丸裸となって岩をむき出しにして、かつての昔の姿は見ると影もなくなった。さらに自然は陰陽の調和を失い、暑さや寒さが季節外れに訪れるようになり、霜の害や洪水による災難が立て続けに起こるようになった。そのため、県は次々に通達を出し、植樹するよう奨励したが、思うような効果をあげることができずにいた。県知事の関清英はこのことを深く嘆いて、県が自らの責任で森林の経営を行おうとした。その目的の一つは、森林経営の模範を広く全県に示して植樹の普及啓発を図ることであり、目的のもう一つは県有財産としての森林を造成することにより、自治体の財政的な基盤を固めるよう望み、県の吏員に計画を立てさせた。そういうわけで、これを名づけて「県有林」という。

その計画の方策は、県下各郡にある御料林及び国有林約7500ヘクタール（の払い下げ）を国に申請して県有地とし、31年間で植樹を終え、212年間でこの事業を完全になしとげ、その間に28億円の収益を得て、さらに事業を成しとげた後も毎年35万円の収益を得ようとするものであった。明治36年（1903年）にこの案ができあがり、この案を県の参事会にはかり意見を求め、ついに県議会に提案する運びとなった。話し合いがみなととのい、議案が可決されたため、農商務省に申請したところ、省議でもまた快く受け入れられ、この申請は特別に許可された。そこで新たに苗圃をつくり、山野を調査して適地を選び、ようやく植林の事業がその緒についた。実に明治37年（190

4年）日露開戦の第一年目であった。

詩経では「はじめ有らざる事なく、よく終わる事すくなし」何事にも始まりがあるが、それが最後までなし遂げられる事は少ない」という。ましてやこの事業のようにその構想が遠大で、その成果を遠く200年先に期待するようなものはなおさらである。

それゆえに後世の人々はこの事業をしっかり継承して、その経営に励んで怠らないのであれば、信州の山々は再び鬱蒼として元の姿を取り戻し、また長野県政も広く富のもととなる資源を開拓し、さらに自治の基礎は一層強くなる事が期待できる。しかし、もしこれをおろそかにすれば、山林の荒廃は日一日とひどくなり、やがて県民はその生活のよりどころを失うことになるだろう。

関知事はこのことを深く憂慮して、すべての県会議員と相談し、議事院の前に石碑を建てて、その理由を記し、後世の人々に残すことにした。この事業をしっかりと全うして実際の利益をあげることができるとかどうかの責任はまさに後世の人々にある。そして、その恩恵にあずかるのもまた後世の人々である。どうして後世の人々は力を尽くして努力せずにいられようか。いや努力せずにいられない。

私は庁議に参加して、この内容の一部始終の詳細を明らかにした。ここにその概要をしるすものである。

明治38年（1905年）3月



「県有林の記」の石碑にある植樹」の文字

長野県知事 従四位勲三等 関清英 篆額 題字

長野県書記官従五位勲五等 横田太郎 撰 詩文